

第4次男女共同参画基本計画の策定に向けた論点

平成27年2月13日

内閣府男女共同参画局

Ⅳ 女性の安全・安心の確保

女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 配偶者暴力防止法改正を踏まえて、とりわけ、交際相手からの暴力（デートDV）について、どのような取組が必要か
- 2 ストーカーについては、現在、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進」の中の一項目となっているが、どのような記述とすべきか
- 3 性犯罪への対策の推進
 - (ア) 性犯罪に関する罰則の強化等
法務省の有識者会議における検討状況を踏まえ、どのような記述とすべきか
 - (イ) 性犯罪被害者の総合支援の推進
ワンストップ支援センターの設置をはじめとする、性犯罪被害者の総合支援の進捗を踏まえ、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設について検討するのであれば、弱い人の味方となるような法規制を行っていくべきでは。
- 強姦罪の見直しなど、性犯罪に対する罰則の在り方を検討することは3次計画の中に書き込まれたテーマであり、一定の検討結果を出すべきでは。
- 性犯罪被害者支援について、警察に被害届を出さなかった場合、保険診療がどのような扱いになるのかを、次の計画では一步踏み込んだ形で検討すべきでは。
- 一番知識が必要な産婦人科医、かかりつけ医、救急を扱う医師が性暴力の扱いを知らないので、医学教育の中で、性犯罪被害、DV被害も取り扱ってほしい。
- 法務省の検討を踏まえ、男性の性的被害をどう考えるか、女性の被害が埋没しないよう配慮しつつ、検討すべきでは。
- 子供に対する性暴力も大きく取り上げてほしい。また、法改正を踏まえた、児童ポルノの規制に係る取組を進めるべき。

4 LINEやFacebookなどのSNSを通じた、とりわけ若年層を対象とする暴力の社会問題化、私事性的画像記録の提供被害防止法（「リベンジポルノ防止法」）の成立を踏まえて、どのような取組が必要か

5 加害者更生についての社会的関心の高まりを踏まえて、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 加害者対策（更生）が重要だが、有効な方法が確立されていないのでは。厚労省に研究班をつくり、研究レベルから検討を始めるべき。
- 加害者対策のノウハウ等も含めた公的な組織作りの制度化について、4次計画に書き込むべきでは。

6 メディアにおける性暴力表現について、どのような取組が必要か

【専門調査会等における御意見】

- 男性は意図していないかもしれないが、女性側からすれば性的な表現と受け取れる場合もあり、自主規制にとどまらず、一步踏み込む必要があるのでは。
- 子供に対する性暴力についても大きく取り上げてほしい。法改正を踏まえた、児童ポルノの規制に係る取組を進めるべき。